



4月14日（金）午前7時17分頃、東京都の区道において、乗合バスが乗客16名を乗せ運行中、バス右側の路肩を対向して走行してきた自転車と衝突した。

この事故により、当該自転車乗り及び当該乗合バスの乗客2名が軽傷、別の乗客1名が重傷を負った。

### (3) 法人タクシーの衝突事故

4月15日（土）午前5時25分頃、神奈川県各市道において、法人タクシーが乗客1名を乗せて運行中、右側から赤信号を無視して交差点に進入してきた乗用車と衝突した。

この事故により、乗客1名が重傷を負い、当該法人タクシー運転者及び当該乗用車の運転者が軽傷を負った。

### (4) 法人タクシーの転覆事故

4月16日（日）午前2時37分頃、東京都の高速道路において、法人タクシーが回送運行中、カーブにてスリップし中央分離帯に衝突、そのはずみで横転した。

この事故により、当該法人タクシー運転者が軽傷を負った。

### (5) 乗合バスの死傷事故

4月16日（日）午前11時43分頃、岡山県の国道において、乗合バスが停留所において発車しようとしたところ、かけ込んできた旅客に気付かず、当該旅客が扉に足が挟まれた状態で発車したため、当該旅客が転倒し当該車両の左後輪でひいた。

この事故により、当該旅客が重傷を負った。

### (6) 乗合バスの衝突事故

4月17日（月）午前0時16分頃、三重県の高速道路において、乗合バスが乗客20人を乗せ運行中、前方のトラクタに追突し、さらに大型トラックが当該乗合バスに追突した。

この事故により、当該乗合バスの運転者と乗客10名、トラクタの運転者、大型トラックの運転者の計13名が軽傷を負った。

### (7) 乗合バスの車両火災

4月18日（火）午前7時42分頃、大阪府の市道において、乗合バスが乗客4名を乗せ運行中、停留所に停車したところ、エンジンルームから出火した。

この火災により、当該乗合バスのエンジンルームが延焼し、乗務員の消火器による消火活動で鎮火した。



・アンケートURL:<https://forms.gle/gj1jSKfudTiwW8zv5>(睡眠時無呼吸症候群)  
<https://forms.gle/db8iPTv3qnzAaa128> (緑内障)

※本内容に関するお問い合わせは、公益財団法人国際交通安全学会へご連絡頂きますようお願いいたします。

(お問い合わせ先)

<https://www.iatss.or.jp/contact.html>

---

(3) 運転者が体調不良等を生じた場合における適切な運行管理の徹底について  
(配信日 : R4.12.9)

事業用自動車の安全確保の徹底については、機会あるごとに注意喚起しているところですが、今月4日、高速乗合バス運転者が運行中に体調不良が生じているにもかかわらず、運行管理者に報告することなくそのまま運行を継続し、前方車両に追突し乗客等9名が負傷する事故が発生しました。

輸送の安全確保は自動車運送事業者の最大の使命であり、これまでも運送事業者の方々には健康起因事故を防止するための様々な取り組みを実施していただいているところですが、こうした中で、多数の旅客の命を預かる高速乗合バスにおいて運転者の体調不良に起因する事故が発生したことは大変遺憾です。

については、輸送の安全を確保し、同種の事故の再発防止に努めていただくため、貴会会員に対し、改めて下記について周知徹底をお願いいたします。

#### 記

1. 運転者は、運行中に体調不良等を生じた場合には、周囲の安全に配慮しつつ直ちに車両を安全な場所に停車し、運行管理者に報告し、指示を受けること。
2. 運行管理者は、運転者の日常の健康状態の確認を行うことはもとより、運転者から体調不良等の報告があった場合には、速やかに状況把握を行い、運転者に対し適切な指示を行うとともに、交替運転者を手配する等運行管理を適切に行うこと。
3. 自動車運送事業者は、定期健康診断の実施はもとより、国土交通省の「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」※等も活用して運転者の健康状態の把握に努めるとともに、日頃からコミュニケーションを図ることにより、運転者が、自身の健康状態等について、運行中も含め気軽に相談・申告できる職場環境づくりに努めること。

※ <https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/health.html>

---



( <https://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/hotline.html> )

・フリーダイヤル 0120-744-960 (年中無休・24時間)

(オペレータ受付時間 平日9:30~12:00 13:00~17:30)

**\* 自動車のリコール等の通知等があったときは！**

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

